

北海道における景観の 在り方について

第50回 北海道景観審議会

令和3年(2021年)3月26日開催

北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

1 北海道の取り巻く社会経済情勢の変化

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策によって、勤務形態、会議やイベントなどのオンライン化が進むなか、観光や飲食店などもオンライン観光、テイクアウトやデリバリー化などライフスタイルでも変化しており、社会経済情勢が大きく変化している状況です。

このことを踏まえ、これから先の社会動向等も見据えた景観の在り方について、各委員の視点からご意見等をいただき、課題や問題点、そして対策等を整理し、今後の景観の取組に反映していきたいと考えております。

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染拡大防止の対策

社会経済情勢の変化

ライフスタイルの変化 価値観の多様化

- ・勤務形態 テレワークの推進
- ・会議、イベント、観光などがオンライン化
- ・食のテイクアウトやデリバリー

など

人々の生活や事業活動等の営みと、
自然、歴史、文化等との繋がりが薄れる

3

これからの景観行政に必要なこと

視 点

都市計画

森 林

観 光

造園・緑化

まちづくり

行政(文化)

その他

課題や問題点の抽出

景観の在り方

これからの取り組みの方向性

4

2 道のこれまでの取組経過について

これまで、道では、道全域の景観づくりを推進するため、

- ・平成11年に策定した「北海道景観形成基本計画～美しい北の国のランドデザイン～」をはじめ、
- ・平成13年には「北海道美しい景観のくにづくり条例」を制定のうえ、「北海道景観のくにづくり基本計画」を策定
- ・平成16年に、良好な景観の形成を促進するための法律である「景観法」が制定されたことを受け、
- ・平成20年に前条例を改正し、「北海道景観条例」を制定するとともに、北海道全域(景観行政団体の市町村を除く)を対象区域とした「北海道景観計画」を策定し、
- ・これらを踏まえ、同年「北海道景観形成ビジョン」を策定し、

道が取り組む基本方針と施策の展開方向を示し、取り組んできました。

【これまでの社会経済情勢と取組経過】をご参照願います。

5

【これまでの社会経済情勢と取組経過】

	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年
社会情勢の変化				東北地方太平洋沖地震(H23)	北海道新幹線開業(H28)	北海道胆振東部地震(H30)	新型コロナウイルス感染拡大(R元～)
人口	平成9年をピークに減少へ(H9年5,669千人)			H27(5,384千人)			
空き家	道:27.34万戸	道:30.38万戸	道:37.44万戸	道:38.82万戸	空き家以外に、空き地や空き店舗も増加		
観光	H10来道:609万人 (内外観光:17万人)	H15来道:635万人 (内外観光:28万人)	H20来道:627万人 (内外観光:68万人)	H25来道:680万人 (内外観光:115万人)	H28来道:823万人 (内外観光:230万人)	外国人旅行客の急増	
開発	外国資本開発の動き						
地方自治体	道内市町村職員数(平成13年から減少傾向)			道内市町村職員の減少(H13年比約2割減少)			
情報	SNSの急進な普及						
法・条例等		景観法(H16～)	北海道景観条例(H20～)				
法律		北海道美しい景観のくにづくり条例(H13～)	北海道景観条例(H20～)				
施行規則			景観法施行規則(H20～)				
計画	北海道景観形成基本計画 [10景域](H11)	北海道美しい景観のくにづくり基本計画 (H14～H19)	北海道景観計画(H20～)				
方針			北海道景観形成ビジョン(H20～)		H30.3見直し		
施策		公共事業景観形成指針(H15～)	景観行政団体への移行(H17～)				R.3現在 19市町村
景観		景観学習プログラム(H17～)	北海道景観づくりサポート企業登録制度 (H23～)		景観アンケート実施(H26)		R.3現在 86社登録
羊蹄山麓地域 (5町2村)			羊蹄山麓広域景観づくり指針(H17～)	蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町			
倶知安町			景観地区(H19～)				
ニセコ町			景観地区(H21～)				
富良野市						景観地区(H29～)	
北海道開発局 (共催)				北海道景観行政団体等連携会議の開催 (H22年～)			

6

平成31年3月に、これまでの取組成果と社会経済情勢の変化を考慮し、「北海道景観形成ビジョン」の見直しを行い、「**重点的な取組**」に位置づけた**景観行政と関係部局(施策)との連携の強化**に取り組んでいます。

これに伴い、道庁内では関係部局で構成する会議を、審議会では特別部会を設置して、審議会の意見を取組に反映していくこととしています。

道庁内

- ・「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」を設置
(令和元年5月22日)
- ・景観形成と庁内における関連施策との連携強化を図るため、関係部局との連携会議

北海道景観審議会

- ・「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」を設置
(令和元年10月30日)
- ・関係部局の施策との連携に関する取組方法等について調査及び検討を行う部会

【重点的な取組とは】

北海道景観形成ビジョンの「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」とし、庁内の関係施策との連携を強化し、市町村や道民等に支援・普及啓発、そして情報発信を行うことで、地域における景観への関心を高め、北海道内における協働や連携を促進していくことを目的としています。

7

【参考】

令和元年度の実績と令和2年度の計画について

「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」
(第49回北海道景観審議会 資料より)

1 令和元年度の実績

(1) 計画・指針等の名称

25 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

(2) 事業名

25-1 地域がうるおう農村ツーリズム展開事業(担当部局:農政部農村振興局農村設計課)

(3) 事業概要

都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む『農村ツーリズム(農たび・北海道)』を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。

(4) 事業内容

【農たび・北海道ネットワーク研修会】(・令和元年(2019年)12月3日に開催
・実践者等、関係機関・団体等が対象(100名程度))

基調講演 「北海道における農泊取組の可能性と課題について」

パネルディスカッション(道内農泊地区の事例紹介)

意見交換会 「どんな“農たび”してみたい?地域のコンテンツを磨こう!」

情報提供 「民泊の導入による滞在型観光の推進について」・・・道経済部

「北海道の美しい農山漁村の景観について」・・・道建設部

(5) 連携内容

当研修会にて、パワーポイント及び配付資料により、北海道の美しい農山漁村の景観への気づき、景観形成及び活用に関する説明を行う。

8

(6) 審議会委員からの意見等

第47回北海道景観審議会

(令和元年(2019年)10月30日開催)

- ・農村景観は、道にとって大変重要である。過疎化により農業人口も減っていく中、いろいろなアイデアを出し合いながら、サポートすることが重要。
- ・住んでいる人が、土地の景観の価値に気づいてくれるよう、専門的・客観的な目による取組が必要。

令和元年度景観行政と関連施策との連携に関する特別部会

(令和2年(2020年)1月15日開催)

- ・参加者に、景観に関するアンケートなどを実施することで統計的に整理することで、より具体的なニーズが確認できると考える。
- ・「景観」は、遠景、中景、近景、そして建物、工作物など、イメージ的にわかる写真などを入れたほうがいい。
- ・暮らしの中での景観の魅力、価値とかを、地域に暮らしている人達は、あまりにも身近だから見落としてしまっている。
- ・道庁や振興局単位で、市町村とか振興局などで分類し、暮らしている人達が競い合って写真を送っていただける仕組みをつくってはどうか。 など

(7) 連携実施結果

- ・研修会のパネルディスカッションにて、パネリストより「地域の暮らしの価値や景観の魅力や、地域に暮らす自分たちが見いだせていない」の意見等があったことから、次年度の連携に向けて、参加者が景観への意識を向上していただくため、具体的な取組方法などを取り入れた資料づくりや説明が必要である。
- ・審議会からの意見等を踏まえ、アンケートや「景観」をイメージできる写真を取り入れるなどの検討をする。

9

2 令和2年度の計画

(1) 計画・指針等の名称

25 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

(2) 事業名

25-1 地域がうるおう農村ツーリズム発展事業(担当部局:農政部農村振興局農村設計課)

(3) 事業概要

都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む『農村ツーリズム(農たび・北海道)』を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。

(4) 事業内容

【農たび・北海道ネットワーク研修会】

- ・開催時期・方法については、検討
- ・研修参加者:100名程度(昨年度実績)
- ・研修対象者:実践者等、関係機関・団体等

【実践者等とは】

農泊等の農村ツーリズムに取り組んでいる、もしくは関心のある組織または個人

【関係機関・団体等とは】

市町村、観光協会、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、振興局等

(5) 連携に関する検討

会議等では、令和元年度の実施結果を踏まえて具体的な取組方法などを取り入れた資料を作成し、また景観に関するアンケートの実施など検討及び調整をする。

情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。

10